

## 各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策

- 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)
- 新規就農
- 農地集積

平成24年1月

農林水産省

# ○ 力強い農業構造実現に向けて、人と農地の問題を解決しましょう

	地域の中心となる経営体（法人を含む）が存在する地域 （農業集落の50%程度）	核となる集落営農が存在する地域 （農業集落の15%程度）	地域の中心となる経営体も核となる集落営農も存在しない地域 （農業集落の35%程度）
	人・農地プラン（集落・地域で話し合って作成）		
基本方向	○ 地域の中心となる経営体への農地集積 等	○ 集落営農への農地集積 ○ 集落営農の法人化 等	○ 集落営農を組織し、そこへ農地集積し、法人化 又は ○ 新規就農の推進 又は ○ 地域外の農業者への作業委託の推進 等
新規就農	青年新規就農倍増プロジェクト		
集落営農の組織化・法人化		○ 戸別所得補償制度による集落営農の法人化支援（40万円）	○ 地域再生協議会による集落営農の組織化の支援
農地集積	農地集積のための総合的な対策		
機械・施設の導入 （経営の複合化・多角化等に必要なものを含む）	○ 経営体育成支援事業 ○ 6次産業化推進整備事業 ○ 各種融資制度（スーパーL資金、経営体育成強化資金、就農支援資金 等）		

# ○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成のメリット

平成24年度予算 【7億円】  
平成23年度4次補正予算【2億円】

## 1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、  
集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

などを決めていただきます。

### 〈集落における話し合いにあたって〉

- マスタープランの範囲は、集落や自治会等のエリアが基本ですが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加して下さい。

## 2 人・農地プランには、様々なメリットがあります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- ◎ 青年就農給付金(経営開始型)  
(原則45歳未満で独立・自営就農する方)  
※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金  
(中心となる経営体に農地を提供する方)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化  
(認定農業者)

といった支援を受けることができます。

### 〈早期のマスタープラン作成が重要〉

- 新規就農は、時期を問わないので、支援を受けるためには、早めにプラン作成に向けた話し合いを始めることが必要です。



## 3 人・農地プランは、随時、見直すことができます。

- ☆ 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
- ☆ 一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、2のメリットを受けられます。

### 〈新規就農者のマスタープランへの位置付け〉

- 新規就農者は、マスタープランに位置付けられることが見込まれば、青年就農給付金の支援を受けることができます。



# ○ 人・農地に関する施策の体系

## 人・農地プランの作成

地域農業マスタープラン作成事業<4次補正予算でも措置>

〔戸別所得補償経営安定推進事業〕

地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成に必要な、集落の合意形成活動等を支援

## 人・農地プランと関係するもの

### 青年就農者の定着支援

#### 青年就農給付金(経営開始型)

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する給付金を給付(年間150万円)

### 農地の利用集積を促進

#### 農地集積協力金

〔戸別所得補償経営安定推進事業〕

地域農業マスタープランに位置付けられた地域の中心となる経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合に、市町村等が、それに協力する者に対して協力金を交付。

### スーパーL資金の金利負担軽減

#### スーパーL資金の金利負担軽減措置

〔農業経営基盤強化資金〕

地域農業マスタープランに地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化。

## 人・農地プランとは直接関係しないもの

### 青年就農者の定着支援

#### 青年就農給付金(準備型)

青年の就農意欲を喚起するため、就農前の研修期間(2年以内)の所得を確保する給付金を交付(年間150万円)

### 雇用就農の促進

#### 農の雇用事業

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が雇用就農者に対して実施する実践研修(最長2年間)に要する経費を助成。

### 農業経営者育成教育機関に対する支援

#### 農業教育の強化

今後の地域リーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援。

# ○ 人・農地プラン作成の進め方

## 1 人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて

**最もふさわしい方法で進めて下さい。**

- ➡ その地域に、中心となる農業経営や集落営農があれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合うとよいでしょう。
- ➡ そうした経営体がないければ、今後、集落営農をどう作っていくか、新規就農者や地域外の農業者をどう入れるかなどを話し合うとよいでしょう。



## 2 人・農地プラン作成の一般的な手順

- ➡ 集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
- ➡ 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつながります。



### 市町村・関係機関が行うこと(例)

- 地域内の農業者に対し、
  - ・ 地域農業の将来の見通し
  - 〔 農地の有効利用、継続可能な経営 〕
  - ・ 地域農業の今後の方向性
  - 〔 中心となる経営体どこにするか、どう創るか、新規就農等をどうするかなど 〕
  - ・ 自らの経営や農地を今後どうするか。等をアンケート等で確認。
- 集落のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせ

### 集落・地域における話し合い

- 集落・地域内の多くの方に（経営者だけでなく、奥さんや息子等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、
  - ・ 誰が地域農業の中心となるか
  - ・ 今いなければどう作るか
  - ・ そこへの農地集積をどう進めるか等を話し合ってもらおう。
- **〈検討のポイント〉**
  - 中心となる経営体がいれば、その経営体を中心に地域農業の発展形を構築
  - いなければ、どうするかを検討
  - 次世代の担い手として、青年就農者を積極的に位置付け
  - 担い手不足の地域では、集落営農の組織化等も選択肢。

### 市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
- 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。
- **〈検討会メンバー〉**
  - 地域農業再生協議会のメンバーであるJA、農業委員会、土地改良区等関係機関のほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
  - **〈メンバーの概ね3割は女性〉**
  - 女性農業者等の他、関係機関からも役職を問わず女性等が出席

**適当と判断されたものは市町村がマスタープランとして正式決定** 4

# ○ 人・農地プランに係るアンケートの例

## 地域農業の将来（人と農地の問題）に関するアンケート調査 （イメージ）

○〇市（農業再生協議会）

この地域の農業に関して、みんなで考えましょう。

- ◇ 全国の農業をめぐる状況を見ると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょうか。
- ◇ この集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのか、といった「人と農地の問題」について、真剣に考えていただきたいと思います。
- ◇ 今後、この集落・地域の皆さんに話し合っていたく予定ですが、このアンケートはその際の参考資料を準備するためのものです。あなたの家の経営主だけでなく、奥さん、息子さん、お嫁さんなど、農業に関わっている方がお一人ずつ回答して下さい。（該当欄に「○」を記入して下さい。）

**Q1 あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にどのようなになっていると思いますか。**

- ① 問題ない状態（耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている）
- ② 次のような問題を生じている  
[問題と思われる課題を回答して下さい。（複数回答可）]
- ②-（1） 農地が利用されず耕作放棄地が増加する
- ②-（2） 地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がない
- ②-（3） 若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む

**Q2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。**

- ① 次のような経営体がいる  
[いると思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]
- ①-（1） 個人経営
- ①-（2） 法人経営
- ①-（3） 集落営農
- ② いない

**Q3 あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。**

- ① 何もしなくてよい
- ② 存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要  
[集積の対象として適当と思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]
- ②-（1） 個人
- ②-（2） 法人
- ②-（3） 集落営農
- ③ 今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要  
[地域の中心となる経営体の候補を選択して下さい。（複数回答可）]
- ③-（1） 集落内の個人
- ③-（2） 集落内の法人
- ③-（3） 集落営農
- ③-（4） 集落外の個人・法人
- ③-（5） 一般企業

**Q4 あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。**

- ① 特に必要ない（既に必要数の青年農業者がいる）
- ② 現在は必要としていないが、将来を考え早い段階で確保する必要がある
- ②-（1） 青年就農者の候補はいる
- ②-（2） 青年就農者の候補はいない
- ③ 今すぐ確保する必要がある
- ③-（1） 青年就農者の候補はいる
- ③-（2） 青年就農者の候補はいない

# ○ 人・農地プランに係るアンケートの例

Q5 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思いますか。

- ① 地域の中心となる経営体である
- ② 今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考え
- ③ 今は地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない

Q6 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を今後どうしていくおつもりですか。

【Q6-1 農地に対する考え方】

- ① 農地の受け手となり規模を拡大していく
- ② 現状維持
- ③ 農地の出し手となる

【Q6-2 後継者に対する考え方】

- ① 後継者の目処はついている

[後継者の候補を選択して下さい。]

- ①-(1) 経営主の家族
- ①-(2) 法人の役職員
- ①-(3) 集落営農の構成員
- ①-(4) その他

- ② 後継者の目処はついていない

【Q6-3 今後のご自身の経営に対する考え方】

[今後必要と考える取組を選択して下さい。(複数回答可)]

- ① 農地の規模拡大
- ② 生産コストの低減
- ③ 経営の複合化（新たな作物の導入など）
- ④ 6次産業化・高付加価値化（加工や直販など）
- ⑤ 現状維持

あなたに関することについてお答え下さい。

氏名	(※氏名についてはアンケートを集計する際には記載しません。)
あなたの経営の種類	<input type="checkbox"/> 個人経営、 <input type="checkbox"/> 法人経営、 <input type="checkbox"/> 集落営農（法人になっていないもの）
経営主との続柄	<input type="checkbox"/> 本人（法人役員・集落営農の構成員を含む）、 <input type="checkbox"/> 配偶者、 <input type="checkbox"/> 子、 <input type="checkbox"/> 子の配偶者、 <input type="checkbox"/> 親、 <input type="checkbox"/> その他
性別	<input type="checkbox"/> 男性・ <input type="checkbox"/> 女性
年齢	<input type="checkbox"/> 30歳未満、 <input type="checkbox"/> 30歳～39歳、 <input type="checkbox"/> 40歳～49歳、 <input type="checkbox"/> 50歳～59歳、 <input type="checkbox"/> 60歳～69歳、 <input type="checkbox"/> 70歳～79歳、 <input type="checkbox"/> 80歳以上

# ○ 地域農業マスタープランの作成例

## ◇◇地区 地域農業マスタープラン(イメージ案)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)
◇◇市	◇◇地区(甲集落・乙集落)	平成24年8月		

地域の中心となる経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	戸別所得補償制度の加入者	経営類型と内容				経営面積・経営規模(ha、頭数等)		新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	活用が見込まれる施策				備考	
					現状[平成23年度]		計画[平成28年度]		現状[平成23年度]	計画[平成28年度]		取組年度	規模拡大加算	青年就農給付金(開始型)	スーパーJ資金の金利負担軽減措置		耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
					類型	作目	類型	作目									
A法人(a氏)	57才	7名(28)	有	加入	土地利用型	水稲、大豆	土地利用型	水稲、大豆	13ha	20ha	複合化	25	○	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>規模縮小する農家から農地を借り受ける。(7ha)</li> <li>段階的に連担化するための計画(地図及び工程表)を作成する。</li> <li>野菜の生産のため、規模縮小する農家から農地を借り受ける。(3ha)</li> <li>新規就農者を2~3名雇用する。</li> </ul>	
					—	—	野菜	ブロッコリー	0ha	3ha	新規就農者の雇用	26					
B集落営農組合(b氏)	48才	22名	有	加入	土地利用型	水稲	土地利用型	水稲、麦	10ha	19ha	複合化	25	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>規模縮小する農家から農地を借り受ける。(9ha)</li> <li>段階的に連担化するための計画(地図及び工程表)を作成する。</li> <li>農地が中山間地域にあり、~の理由から経営規模面積を低く設定する。</li> </ul>	
					—	—	—	—	—	—	法人化	28					
C氏	35才	2名	無	非加入	果樹	柑橘	果樹	柑橘	2ha	7ha	法人化	28		○	○	耕作放棄地(5ha)を再生利用する。	
D氏	56才	3名(1)	有	非加入	野菜	キャベツ	野菜	キャベツ 白菜	5ha	6ha	新規就農者を雇用	26				<ul style="list-style-type: none"> <li>規模縮小する農家から農地を借り受ける。(1ha)</li> <li>規模拡大に伴い、新規就農者(研修生)を受け入れる。</li> </ul>	
E氏(新規就農者)	39才	1名	無	非加入	—	—	野菜	いちご	0ha	0.3ha	新規就農	24	○			新規就農し、栽培用温室(1棟2,500㎡)を整備する。	
連携する農業者(氏名)	年齢	後継者の有無	戸別所得補償制度の加入者	経営類型と内容				経営面積・経営規模(ha、頭数等)		地域における役割	備考						
				現状[平成23年度]		計画[平成28年度]		現状[平成23年度]	計画[平成28年度]								
F氏	62才	無	加入	土地利用型	水稲、大豆	野菜	ブロッコリー キャベツ			3ha	0.2ha	野菜の直販	農地の大半をB営農組合に提供し、本人は野菜を生産し直売所で販売				
G氏	79才	無	非加入	土地利用型	水稲	雑穀	—	0.3ha	0.0ha	水管理	A法人に農地を提供し、本人は水管理を担当						
その他の農業者	経営類型と内容		経営体数		経営面積・経営規模(合計)		現状と今後の対応										
	類型	作目															
	土地利用型	水稲、野菜	3戸、1法人		30ha		当面、現状のまま継続するが、5年先位からは中心となる経営体に農地を預ける人が出てくると考えられる。										
	土地利用型	水稲	5戸		20ha		当面、現状のまま継続するが、一部の人は5年以内に野菜に経営転換し、農地の一部を中心となる経営体に農地を預ける見込み。										
畜産	養豚	2戸		50頭		新規就農による後継者が確保されれば継続するが、確保されない場合は廃業することが考えられる。											

今後の地域農業のあり方		
取組事項	対応	コメント
複合化	○	【記入例】 ・土地利用型農業については、A法人とB集落営農が水稲、大豆及び麦の二毛作を中心とした作付を行い、雑穀や規模縮小する農家の農地を借受けたり耕作放棄地を解消することで、それぞれが20ha程度の経営規模を目指す。規模拡大により生産性を向上させるとともに、トラクターとコンバインを更新し、生産費のコストダウンを図る。また、A法人は、土地利用型農業(水稲)のみでなく新たにブロッコリーを作付けして収益の増加を図る。 ・A法人は新規就農者を計5名程度雇入れ、労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面で、集落ぐるみでのフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他 [ ]		

別紙：地域の中心となる経営体に対する農地の集積計画表（工程表）

地域の中心となる経営体 (氏名)	土地利用型農業に係る 経営面積・経営規模		地域の中心となる経営体に対して貸付等が予定されている農地								採択事業		
	現状 [平成22年度] (ha)	計画 (ha)	目標年度	耕地番号	地目	地名、地番、大字、 字、集落地番	貸付け等の区分 (㎡)			貸付等の 予定年度	経営 転換 協力 金	分散 錯圃 解消 協力	市町村 特認
							売渡	貸付	作業委託				
A法人 (a氏)	13	23	28	0001	田	〇〇1	2,000			24			
				0002	田	〇〇2		3,000		28	○		暗渠
				0003	田	〇〇3		3,000		25		○	客土
				・	・	・							
				・	・	・							
B集落営農組合 (b氏)	10	19	28	0001	田	△△1			2,000	25	○		
				0002	田	△△2			2,000	26	○		
				0003	田	△△4			1,000	28		○	
				・	・	・							
				・	・	・							

〔上記以外の農地の情報〕

耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	面積 (㎡)	農地の状態	将来的な農地利用計画
0001	田	009	3,000	自作	A法人への貸付けについて調整中
0002	田	0011	1,000	自作	貸付け期間満了（H29）に伴い、A法人に貸付け予定
・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	

注①：集積計画の内容が円滑に取り組まれるよう、集落の農地の図面に、地域の中心となる経営体が受け持つ区域（範囲）を記載するとともに、地域の中心となる経営体の経営農地及び貸付等の意向をもっている者の貸付等の予定農地について記載して下さい。

注②：農地地番を公表する際は、財産処分等個人情報にかかわりますので留意する必要があります。

## 【参考】集積計画表に基づく図面



- は、現在A法人が経営する農地です。
- は、現在B集落営農組合が経営する農地です。
- は、引き続き自営により営農継続する者の農地です。
- は、A法人と連携して貸付け等を予定している者の農地です。(集積計画表に基づき貸付け等の予定年度を筆毎に記入下さい)
- は、B集落営農組合と連携して貸付け等を予定している者の農地です。(集積計画表に基づき貸付け等の予定年度を筆毎に記入下さい)

# ○ 新規就農対策の全体像

## 新規就農総合支援事業の全体像【136億円】 23年度4次補正予算(農の雇用事業)【23億円】

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
<b>所得の確保</b> 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保  ①+②+③ 合計で 【初年度分130億円】 【23年度4次補正23億円】	<b>青年就農給付金(準備型) ①</b>  ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付  ○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保	<b>青年就農給付金(経営開始型) ②</b>  ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付  ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない	
<b>技術の習得</b>	<b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成 【4億円】</b>	<b>法人側に対して農の雇用事業 ③</b> 【23年度4次補正予算 23億円】  研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間)	※独立しない親元就農は含まないが、親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合は対象	<b>戸別所得補償制度</b>
<b>機械・施設の導入</b> 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む			<b>就農支援資金(無利子)</b>  <b>経営体育成支援事業</b> 新規就農者への補助 補助率1/2 上限400万円	<b>スーパーL資金</b>  <b>経営体育成支援事業</b> 融資残補助 補助率 3/10以内
<b>農地の確保 就農相談</b>	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保	
		<b>が新規就農総合支援事業で実施する内容</b>		

# ○ 青年就農給付金の給付要件

## 準備型（研修期間中）

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
- (3) 研修計画が以下の基準に適合していること
  - 都道府県が認める研修機関・先進農家等で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修する（※）
  - （※）既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が1年以上の場合は給付対象
- (4) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

## 経営開始型（独立・自営就農直後）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること
- (2) 独立・自営就農であること
  - 自ら作成した経営開始計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
    - 自ら農地の所有権もしくは利用権（外部からの貸借が主）を有している。
    - 主要な機械・施設を自ら所有・貸借している。
    - 本人名義で生産物を出荷・取引している。
    - 本人名義の通帳があり、売上や経費の支出などの経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
  - 親元に就農する場合であっても、親の経営に従事してから5年以内に経営を継承する場合や、親の経営から独立した部門経営を行う場合は、その時点から対象とする。
- (3) 経営開始計画が以下の基準に適合していること
  - 独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業 < 農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等 > も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

## 返還

- (1) 適切な研修を行っていない場合
  - 研修機関・先進農家等が、研修計画に則して必要な技能を修得することができないと判断した場合
- (2) 研修終了後1年以内に就農しなかった場合
  - 研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始または農業法人・農家との常勤雇用契約の締結のいずれも行わなかった場合
- (3) 給付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合

## (4) 人・農地プランへの位置づけ

- 市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に位置付けられていること（もしくは位置付けられることが確実であること）。

## (5) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

### 給付対象の特例

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は1.5人分を給付する。
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年目までとする。

### 給付停止

- 給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円を超えた場合
- 経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

# ○ 農の雇用事業

平成23年度4次補正予算 【23億円】(24年度上半期分)  
平成24年度予算 【26億円】

○ 新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修(OJT研修)等の実施を支援。

## OJT研修の実施を支援

◇ 農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修に必要な経費の一部を支援。

・支援単価: **年間最大120万円** (23年度までは月額9.7万円)  
内訳 ・新規就農実践研修 9.7万円/月  
・指導者研修※ 3.6万円/年  
※指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修

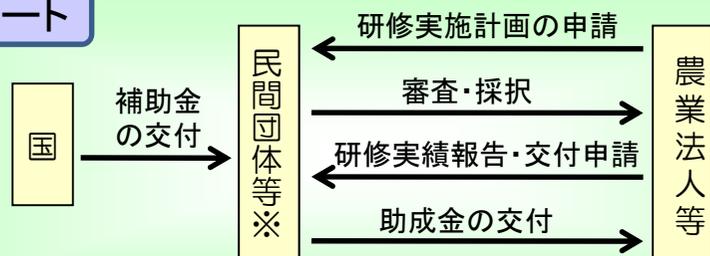
・支援期間: **最長2年間** (23年度までは最長1年間)

・実施規模 23年度4次補正※ : 1,750人程度  
※24年度上半期分を前倒して実施  
24年度当初 : 2,000人程度

## <農業法人等の要件>

- 就農に必要な実践研修を行う農業法人、農業者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業サービス事業体であること
- 正職員(期間の定めのない雇用契約、労働時間週35時間以上)として雇用すること
- 雇用就農者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること
- 雇用就農者との間に原則として過去に雇用関係が無いこと(短時間労働者・季節労働者を正職員として雇用する場合を除く)
- 労働保険(労災保険、雇用保険)に加入すること
- 過去に雇用及び研修に関して法令に違反するトラブルが無いこと
- 国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金(例:特定求職者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金)等を受給していないこと
- 雇用就農者が青年就農給付金(準備型)で研修を受けた経営体と同じ経営体ではないこと
- 過去に本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人等の原因により離職していないこと

## 交付ルート



※23年度4次補正は全国農業会議所

## <雇用就農者に関する要件>

- 雇用就農者の農業就業経験が5年以内であり、研修修了後も継続して農業に従事する意志があること
- 雇用就農者が過去に本事業の対象となっていないこと
- 当該農業法人等の代表者の親族でないこと(他の労働者と同等の労働条件の場合を除く)

# ○ 農業経営者育成教育機関に対する支援

(24年度予算4億円)

○ 就農希望者や経営発展を目指す農業者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関へ支援を実施

高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関(民間教育機関を公募により選定)

地域の農業経営者育成の中核教育機関(県農業大学校等)

中核教育機関の教育水準を向上させる取組

- 就農しようとする者、右の学生、農業者等に対する集中教育
  - ・国内一流経営者、先進的農業経営者等による最新経営戦略、マーケティング等に関する実践的教育
- 質の高い研修内容の通信配信
- 右の講師の指導力強化等
  - ・指導力向上研修
  - ・専門講師の派遣コーディネート

連携

1. 教育改善計画の策定

左の教育機関との連携を前提とした、教育内容の改善に向けた計画を策定  
※策定に当たっては先進農業者や女性経営者等の意見を聴取

2. 改善計画に基づく取組の実施

- (1) 新たな教育の実施
  - 新たな教育カリキュラムの作成
  - 新たな教育カリキュラムに基づく教育
    - ・左の集中研修への学生の派遣
    - ・左の配信情報を活用した教育
- (2) 教育体制の強化
  - 左の研修への講師の派遣
  - 農業法人等との連携による就農支援の強化

中核教育機関の教育水準を向上させる取組みに要する経費の一部を支援

(補助率：定額)

計画策定及び高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関との連携の下、実施する取組経費の一部を支援

教育施設等の整備を支援

(補助率：定額、1/2)

# ○ 農地集積対策の全体像

## 農地法等の適正運用

### 農地法

農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施  
(地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導)

- ・農地利用状況の調査



- ・遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、  
遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、特定利用権の設定等の手続へ移行

### 相続税納税猶予

納税猶予適用農地が遊休農地化している場合、納税猶予打ち切り手続きを確実に実施（地域の中心となる経営体に貸し付けていれば、納税猶予継続可能）

### 贈与税納税猶予

（平成24年度から贈与税納税猶予の特例を創設）

納税猶予適用農地について貸し付けても納税猶予継続（貸付け時点で10年以上（65歳未満の場合には20年以上）の営農が必要）

## 集落内の話し合いによる 農地集積の円滑な推進

集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成



### 農地集積協力金（65億円）

人・農地プランに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、そうしたプランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して農地集積協力金を交付

## 戸別所得補償制度の 規模拡大加算

### 規模拡大加算（100億円）

農業者戸別所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を取得した場合に、農地面積に応じて交付金を交付

[交付単価]  
2万円/10a

### 【面的集積要件の見直し】

人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）において地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします

## ○ 農地集積協力金の概要

人・農地プランを定めた市町村において、そのプランを実現するために農地集積に協力する者に対して、市町村等から、農地集積協力金を交付します。

### < 経営転換協力金 >

#### 【交付対象地域】

人・農地プランを作成した市町村

#### 【交付対象者】

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

※ 遊休農地の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられません。

遊休農地とは、農地法第30条第3項の各号に該当する農地のことです。  
ただし、遊休農地の保有者が、遊休農地を解消する計画書を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を農業委員会に確認してもらった場合は、当該農地を保有している者も協力金の交付を受けることができます。

※ 農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

(①、②は本人、③は相続される者)

加入者とは、前年度に農業者戸別所得補償制度の交付金の交付を受けた者又は当該年度に交付申請を行い交付金の交付を受ける見込みのある者

# ○ 農地集積協力金の概要

## <経営転換協力金（続き）>

### 【交付要件】

#### 1 交付対象者が行うべき要件

- ① 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、全ての自作地（＝他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く。）を白紙委任することが必要です。ただし、次の農地は除きます。
- ・土地利用型作物以外の作物を栽培する農地（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合）
  - ・自留地（10a未満の農地）（リタイアする農業者・農地の相続人の場合）

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※ 委任期間は10年以上で、委任の内容は6年以上の農地の貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること。

※ 農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、市街化区域内の農地の委任は受けません。

- ② ・今後10年間の土地利用型作物の販売を行わない（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合）  
・今後10年間の農作物の販売を行わない（リタイアする農業者・農地の相続人の場合）  
旨の誓約が必要です。

- ③ 主要な農業用機械を廃棄処分するか、地域の中心となる経営体へ無償譲渡（譲渡人が当該農業用機械を再取得しないことを条件）することが必要です。

- ・ 所有する農業用機械のうち、トラクター、田植機、コンバインについて各1台ずつ計3台を廃棄すること。  
（土地利用型農業から経営転換する農業者の場合については、田植機とコンバインについて各1台ずつ計2台）

#### 2 人・農地プランの作成単位となった集落等が行うべき要件

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、集落において地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要です。

# ○ 農地集積協力金の概要

## <経営転換協力金（続き）>

### 【交付単価】

#### ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

0.5ha以下	: 30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円／戸
2.0ha超	: 70万円／戸

面積は白紙委任をした農地のうち前ページの交付要件を満たす面積

#### ② 市町村等から交付対象者への交付金額

市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

#### ③ 市町村特認

市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、市町村等が農地の集積又は分散錯圃の解消に必要と認める事業に用いることができます。

### 【市町村特認】

市町村は、農地の集積又は分錯錯圃の解消に必要と認める場合に、右の事業を実施することができます。

実施できる工種
(ア) 障害物の除去(抜根、石礫除去)
(イ) 整地(切土、盛土、均平、畦畔除去)
(ウ) 客土(搬入客土、反転客土)
(エ) 土壌改良材の投入(地力増進法に定められた土壌改良材の投入)
(オ) 暗きよ排水(集水暗きよ、弾丸暗きよ)
(カ) 測量(ほ場の測量及び境界確定)
(キ) その他

# ○ 農地集積協力金の概要

## <分散錯圃解消協力金>

### 【交付対象地域】

人・農地プランを作成した市町村

### 【交付対象者】

地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農地の所有者等

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

※ ①、②のいずれも農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

(加入者の内容については、経営転換協力金と同じ)

### 【交付要件】

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地について、白紙委任すること。白紙委任については、次のとおり
  - ・ 相手先は農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人
  - ・ 委任期間は10年間以上
  - ・ 委任の内容は、6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること
- ② 白紙委任した農地について引き受けることを地域の中心となる経営体が内諾していること。

※ 白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約のことです。

※ 遊休農地は、分散錯圃解消協力金の対象農地となりません。

### 【交付単価】

- ① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

→ 5千円/10a

- ② 市町村等から交付対象者への交付金額

→ 市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

(市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額については、国へ返還する必要があります。)

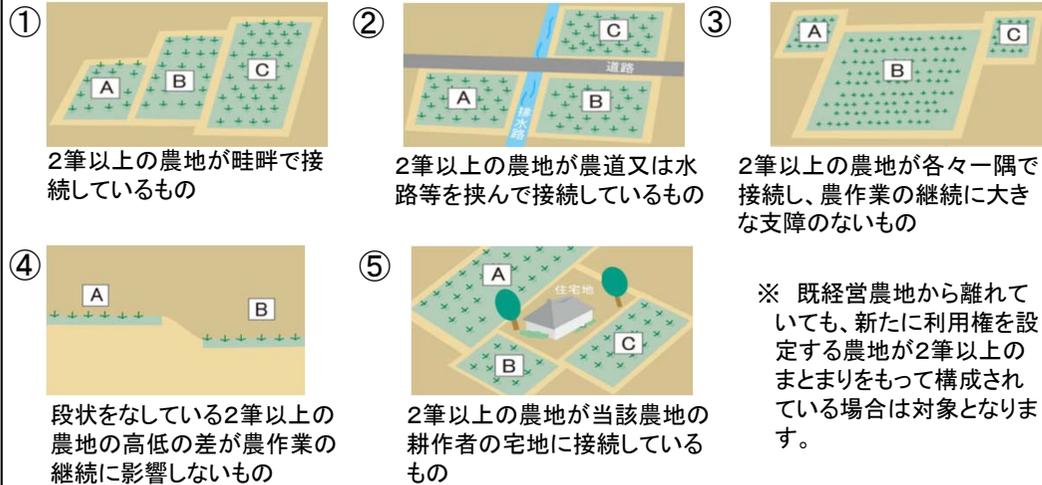
※ 経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圃解消協力金の交付を受けられません。

また、分散錯圃解消協力金の交付金を受けた者については、当該交付を受けた年度は経営転換協力金の交付対象から除きます。

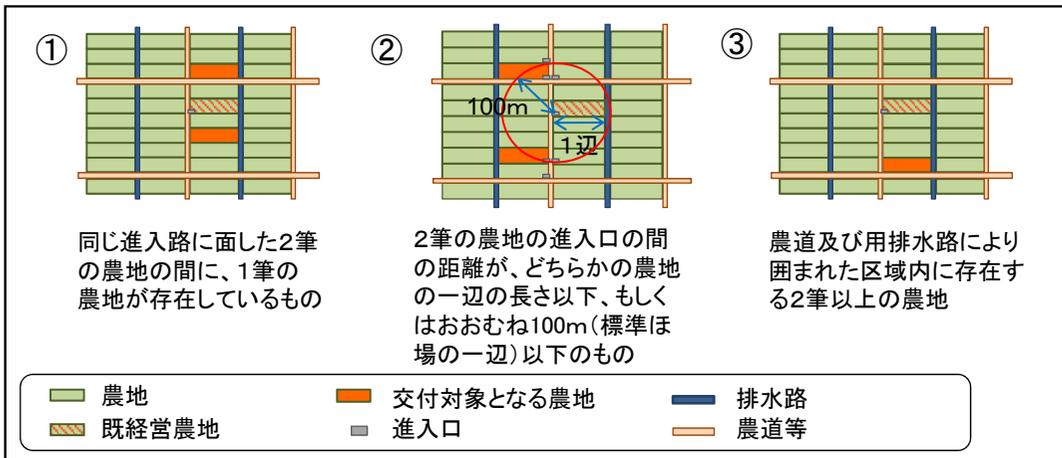
# ○ 規模拡大加算の要件

## 【現行の面的集積要件】

2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。



地域農業再生協議会が認めた場合には、以下の場合も交付対象となります。



## 【面的集積要件の見直し内容】

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととします。

# 〈平成24年度税制改正〉

## ○ 農地に係る贈与税の納税猶予の特例等の創設〔贈与税、不動産取得税〕

### 現行制度の概要

○ 相続税の納税猶予においては、平成21年改正により特定貸付けを行った場合に納税猶予が継続する特例について既に措置済み。

○ これまで、贈与税については、こうした特例措置がなかった

農業者が経営農地の全部を一括して相続人となると目される人に贈与した場合に、贈与税の納税を猶予。

受贈者が営農を継続しなければ納税猶予は打ち切り。

〔 営農を継続していれば、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時に免除 〕

### 改正の概要

受贈者が贈与者の生存中に営農を停止(※)し、他の農業者に特定貸付けを行った場合でも納税猶予を継続。

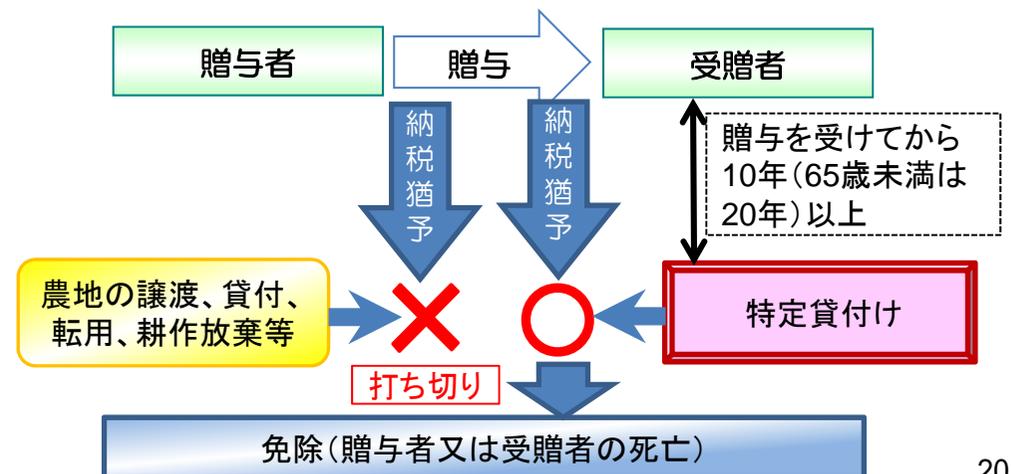
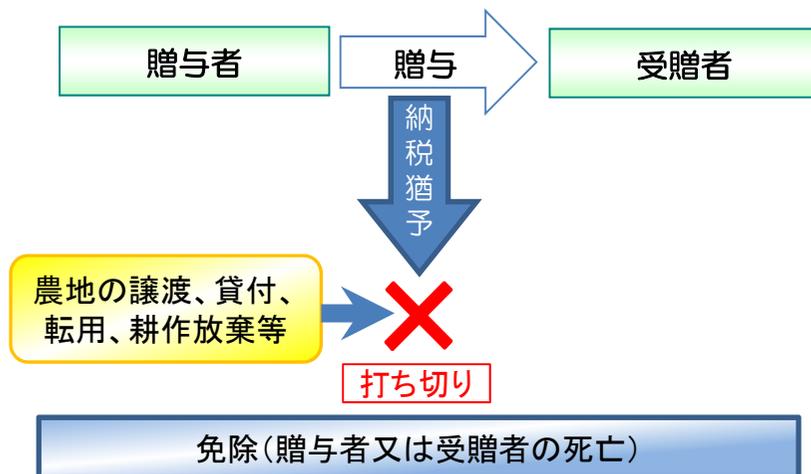
(※) 農地の贈与を受けてから貸付けを行うまでに10年(貸付け時に65歳未満である場合には、20年)以上営農を継続することが必要。

#### 【特定貸付け】

農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付け

- ① 農地保有合理化事業
- ② 農地利用集積円滑化事業
- ③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

注:①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含む。



# ○ スーパーL資金の金利負担軽減措置

## 1. 事業内容

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に位置づけられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

## 2. スーパーL資金の概要

認定農業者に対して、株式会社日本政策金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金

資金使途: 農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

借入限度額: 個人 1.5億円  
法人 5億円

借入金利: 償還期限に応じて0.6~1.4%  
(平成23年12月19日現在)

償還期限: 25年以内(うち据置期間10年以内)

問い合わせ先:

株式会社日本政策金融公庫の各支店  
(本店フリーコールTEL: 0120-926-478)  
沖縄県にあっては、沖縄公庫



## 3. 金利負担軽減措置の概要

対象者: 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者

**金利負担軽減措置: 貸付当初5年間実質無利子化**

融資枠: 300億円



## 〇〇集落 地域農業マスタープランの概要

集落名

場所

集落の現状		目指す姿					
平成23年度の営農実績	農家戸数	戸					
	農業就業人口	人(うち認定農業者 人、65歳以上 人)					
	耕地面積	合計	田	畑	樹園地	草地	その他
		a	a	a	a	a	a
販売実績	記載例 アスパラガス(市場出荷8割、〇〇産直2割) 米(ひとめぼれ、系統販売、自然乾燥米のみネット販売) [加工品]きゅうりの南蛮漬け(〇〇スーパーでインショップ販売)						
戸別販売1位	記載例 米55戸、アスパラガス2戸、りんご2戸、酪農1戸						
集落の現状分析	<b>【セールスポイント(強み)】</b> ・集落が目的に向かうのに有効な内部資源 ・他集落に比べて優れているもの						
	<b>【強みを活かすチャンス(機会)】</b> ・集落の取組に追い風となる社会情勢 ・集落が活動的になれる状況						
	生産・販売計画	水田	品目等	平成24年度	平成28年度	販売計画	
			水稻	a	a		
			小麦	a	a		
			大豆	a	a		
			野菜	a	a		
			花き	a	a		
			飼料作物	a	a		
		その他	a	a			
		畑地	りんご	a	a		
			草地	a	a		
加工品	きゅうりの南蛮漬け	kg	kg				
	大福	個	個				
	豆腐	丁	丁				
耕作放棄地		a	a				
担い手対策	中心経営体への集積率	%	%				
	新規就農者確保数	人	人				